

## 農の雇用ステップアップ支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成12年10月12日付経指第 2 3 0 号  
最終改正 令和 7 年 6 月 25 日付第202500068679号  
鳥取県農林水産部長通知

### (趣 旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、農の雇用ステップアップ支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第 2 条 本補助金は、新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用し、農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修の実施を支援することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第 3 欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）から研修生の研修、雇用を目的とした本補助金と重複する国及び地方公共団体の補助金の額を控除した額に、同表の第 4 欄に掲げる率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、別表の第 1 欄の 1 の未来を託す農場リーダー育成事業（以下「県事業」という。）については、国の雇用就農資金、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農緊急支援資金（以下「国事業」という。）の助成対象者が本人の責めに帰さない理由で国事業の要件を満たさなくなり、事業の中止又は採択の取消しを受けた場合、県事業の要件を満たす場合に限り、国事業の助成対象にならなくなった時点にさかのぼって本補助金を交付できるものとする。

4 事業実施主体は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ補助事業ごとに別表の第 5 欄に掲げる様式によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第 3 に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

### (交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は次に掲げる日までに行わなければならない。
- （1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日
- （2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ別表の第5欄に掲げる様式によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（補助金等進捗状況報告の時期等）

- 第8条 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（前条の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月20日までに行わなければならない。
- 2 前項による報告は別表の第5欄に掲げる様式によるものとする。

（雑 則）

- 第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年10月12日から施行し、平成12年度の補助事業から適用する。
- 2 農村地域整備開発関係補助金交付要綱（平成11年6月1日付農政第45号鳥取県農林水産部長通知）は、廃止する。ただし、平成12年3月31日までに交付決定を受けた補助事業については、なおその効力を有する。

附 則（平成13年7月5日改正）

この改正は、平成13年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成14年6月14日改正）

この要綱は、平成14年6月14日から施行し、平成14年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成15年5月26日改正）

この要綱は、平成15年5月26日から施行し、平成15年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成15年9月4日改正）

この要綱は、平成15年9月4日から施行する。

附 則（平成16年5月24日改正）

この要綱は、平成16年5月24日から施行し、平成16年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成17年5月11日改正）

この要綱は、平成17年5月11日から施行し、平成17年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成18年5月10日改正）

この要綱は、平成18年5月10日から施行し、平成18年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成19年5月1日改正）

この要綱は、平成19年5月1日から施行し、平成19年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成20年4月18日改正）

この要綱は、平成20年4月18日から施行し、平成20年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成21年3月5日改正）

この要綱は、平成21年3月5日から施行し、平成20年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成21年4月20日改正）

この要綱は、平成21年4月20日から施行し、平成20年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成21年8月17日改正）

この要綱は、平成21年8月17日から施行し、平成21年度に係る補助事業から適用する。

附 則（平成21年12月1日改正）

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年4月27日改正）

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

附 則（平成22年8月27日改正）

この要綱は、平成22年8月27日から施行する。

附 則（平成22年10月25日改正）

この要綱は、平成22年10月25日から施行する。ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成22年11月以降の助成について適用する。

附 則（平成23年2月8日改正）

この要綱は、平成23年2月8日から施行する。

附 則（平成23年3月24日改正）

この要綱は、平成23年3月24日から施行する。

附 則（平成23年12月26日改正）

この要綱は、平成23年12月26日から施行する。ただし、助成金の研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成23年11月以降の助成について適用する。

附 則（平成24年1月24日改正）

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。ただし、別表3の事業については、アグリスタート研修5期生以降は適用しない。

附 則（平成24年3月30日改正）

この要綱は、平成24年3月30日から施行する。ただし、別表1（1）の事業については平成24年3月31日以前に開始した研修及びその継続研修についてはなお従前の例による。

附 則（平成24年7月9日改正）

この要綱は、平成24年7月9日に改正し、平成24年度事業から適用する。

附 則（平成24年12月26日改正）

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。ただし、助成金の研修生1人あたりの1ヶ月の

上限額は、平成24年11月以降の助成について適用する。

附 則（平成25年4月1日改正）

この要綱は、平成25年4月1日に改正し、平成25年度事業から適用する。

附 則（平成26年2月28日改正）

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成25年11月以降の助成について適用する。

附 則（平成26年3月31日改正）

この要綱は、平成26年3月31日に改正し、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成26年10月29日改正）

この要綱は、平成26年10月29日から施行する。ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成26年11月以降の助成について適用する。

附 則（平成27年1月30日改正）

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

附 則（平成27年3月12日改正）

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

附 則（平成27年5月6日改正）

この要綱は、平成27年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月12日から施行し、平成28年度事業から適用する。ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成28年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成29年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、平成30年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月17日から施行し、令和元年度事業から適用する。ただし、研修生1人あたりの1か月の上限額は、令和元年11月以降の助成について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月9日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。ただし、この通知による改正前の農の雇用ステップアップ支援事業費補助金交付要綱に基づき実施している事業に対する同要綱の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年5月26日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年6月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第6条―第8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体（直接補助事業）	3 補助対象経費	4 補助率	5 添付書類の様式			6 重要な変更
				規則第5条第1号及び規則第17条第2項第1号に掲げる書類	規則第5条第2号及び規則第17条第2項第2号に掲げる書類	規則第17条第3項に掲げる書類	
1 未来を託す農場リーダー育成事業	鳥取県農業農村担い手育成機構	<p>① 農業法人、農業者等が、新規就農希望者を雇用し、技術習得させるために実施する実践研修に要する経費（上限額）</p> <p>研修生1人当たり月額 1年目：100,000円 2年目：50,000円</p> <p>※研修生が障がい者、生活困窮者、刑務所出所者等である場合、1年目：月額112,500円、2年目：月額62,500円。ただし、研修生が農業法人等の代表者の親族（3親等以内）である場合を除く。</p> <p>※雇用就農資金による支援を受ける場合、助成期間は研修1年目に限ることとし、助成額は上限50,000円/月とする。</p> <p>② 指導者研修費 1年目に限り、①の上限額の内数で対象にできるものとする。</p> <p>③ 事業推進費</p>	10分の10	様式第2号	様式第3号	様式第4号	<p>本補助金の増額</p> <p>本補助金の3割以上の減額</p>
2 農業コラボ研修事業	農業法人等の経営体、食品加工業者等	<p>通年雇用が困難な農業法人等が、新規就農希望者を雇用し、他産業と連携して通年雇用を維持しながら技術習得のために行う実践研修又は、食品加工業者等が、農業参入に向け、農業法人等に新規に雇用した者を派遣して行う農業研修に要する経費。ただし、農業分野での研修が6か月以上である場合で、農業分野での研修に要する経費に限る。</p> <p>① 実践研修に要する経費（上限額）</p> <p>研修生1人当たり月額 1年目：100,000円 2年目：50,000円</p> <p>② 指導者研修費 1年目に限り、①の上限額の内数で対象と出来るものとする。</p>					

様

職氏名

年度農の雇用ステップアップ支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった農の雇用ステップアップ支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「（別表の第1欄に掲げる事業名）」とし、その内容は、・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、農の雇用ステップアップ支援事業費補助金交付要綱（平成12年10月12日付経指第230号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第2号（別表関係）

年度農の雇用ステップアップ支援事業 事業計画（報告）書  
事業実施主体名

1 現状と課題（課題を数値等も交えて具体的に記述すること）

2 事業内容

区 分	実施時期	内 容	事業量 (単価、研修期間等)
1 未来を託す農場リーダー育成事業 (1) 実践研修に要する経費 (2) 指導者研修費 (3) 事業推進費			<記載例> ○円×○か月（○月～○月）
2 農業コラボ研修事業 (1) 実践研修に要する経費 (2) 指導者研修費			

(注)農の雇用ステップアップ支援事業実施要領別表の事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載

3 経費の配分

区 分	補助事業に要する(した)経費 (算定基準額) (A)+(B)	負 担 区 分		備 考
		県 費 (A)	その他 (B)	
1 未来を託す農場リーダー育成事業 (1) 実践研修に要する経費 (2) 指導者研修費 (3) 事業推進費	円	円	円	
2 農業コラボ研修事業 (1) 実践研修に要する経費 (2) 指導者研修費				
計				

(注)農の雇用ステップアップ支援事業実施要領別表の事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の類似補助金の活用

(1) 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

(2) 「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先を記載してください。

補助金名	
事業内容	
補助金に係る問い合わせ先	(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)

6 消費税の取り扱い

いずれかに○をする	一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者
-----------	---------------------------

様式第3号（別表関係）

年度農の雇用ステップアップ支援事業 収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	予算額	決算額	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金 ( 年度) ( 年度)	円	円	円	円	
そ の 他					
計					

2 支出の部

区 分	予算額	決算額	比較増減		備 考
			増	減	
1 未来を託す農場リーダー育成 事業 (1) 実践研修に要する経費 (2) 指導者研修費 (3) 事業推進費	円	円	円	円	
2 農業コラボ研修事業 (1) 実践研修に要する経費 (2) 指導者研修費					
計					

(注) 農の雇用ステップアップ支援事業実施要領別表の事業の内容に沿って、該当する事業区分のみ記載

職 氏 名 様

住 所  
申請者 氏 名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度農の雇用ステップアップ支援事業進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称		
	算定基準額	交付決定額
交付決定額等	円	円
年度における実績額①		
年度以降の実施予定額②		
計		

(注) ①と②の合計は交付決定額と一致するものとする。

年 月 日

職 氏 名 様

住 所  
申請者 氏 名  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度農の雇用ステップアップ支援事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付 第 号により交付決定の通知のあった農の雇用ステップアップ支援事業費補助金について、農の雇用ステップアップ支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取県補助金等交付規則第18条の補助金の額の確定額 ( 年 月 日付第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3-2)	金	円